

平成26年度 第3回 住居表示整備審議会

◇日時

平成26年9月4日（木） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員10名

事務局 市民生活部職員4名

傍聴者1名

◇会次第

1 開 会

2 審 議

・ 諮問内容について

3 その他

4 閉 会

◇配布資料

(1) 審議委員座席表

(2) 整備対象区域図

(3) 整備対象区域（面積・人口・世帯数等）一覧表

(4) 大規模開発事業等の状況（未実施地域）

◇会議録（要録）

1 審議

(1) 配布資料等の説明

大規模開発事業等の状況（未実施地域）、整備対象区域図、整備対象区域（面積・人口・世帯数等）一覧表について事務局より説明。

(2) 発言の要旨

【委員】

説明の中で、オレンジ色の線で区切った際の面積については示されていたが、赤色の線で区切

った際、面積はどのようになるのか。また、オレンジ色の線と赤色の線が引いてあるが、どのように見ていけばいいのか。

【事務局】

おおよその面積になるが、⑤地区の西側から説明すると、西武多摩湖線から平安窪通りまでが78,000㎡、平安窪通りから平安通りまでが38,000㎡、平安通りから仲町通りまでが68,000㎡、仲町通りから市道144号までが97,000㎡、市道144号から一中通りまでが72,000㎡、一中通りからあかしあ通りまでが92,000㎡、あかしあ通りからあかしあ東通りまでが46,000㎡、あかしあ東通りから回田道までが138,000㎡になる。④地区の方は、オレンジ色で区切った6つの面積しか調べていない。また、区域図の中にあるオレンジ色の線と赤色の線の見方だが、オレンジ色の線は、面積基準に照らし合わせて、区域内を6から9に分けることができそうな道路を示した線になり、赤色の線については、オレンジで示した道路以外にも区切れそうな候補の道路があるので、それを示している。

【委員】

④地区については、オレンジ色で区切った6つの区切りでよいと思う。⑤地区については、引いてある線全てで区切ると8分割される。面積の一番小さいところだと38,000㎡で一番大きいところだと138,000㎡になり、大きさがバラバラである印象を受けた。個人的な意見としては、オレンジ色の線で引いてある道路で区切る案が、道路は真っすぐになっているし、ある程度、道幅が広いのでわかりやすいと思う。ただし、この線で分割すると、⑤地区の真ん中の地域が町の面積基準からいくと約30,000㎡超えてしまっている。実施基準の中に、その区域内に大規模な公園や学校等がある場合は、この限りでないといあるので、約30,000㎡面積基準を超えてしまっているが、町の規模としての要件を満たしているということになれば、この9つに分割した案がわかりやすいと思う。町区域が多くなるのと少なくなるのでは、事務作業や市民の方の負担などはどう違ってくるのか。

【事務局】

町の規模としては66,000㎡から231,000㎡の大きさで定めるという基準があるので、それに沿って町区域を決めていきたい。また、それによって町区域が多くなったとしても、事務作業などが特に変わることはない。なお、細かい町区域については実施区域の範囲と実施年度が決まった後に、審議する内容であり、今回はあくまでも案として区切れそうな道路を示したので、この案で実施していくという訳ではない。今回の整備対象区域を1年で実施するのは難しいので、2カ年で実施するとしたら、④地区と⑤地区に分けることが考えられるということで説明をした。

【委員】

町の規模としては66,000㎡から231,000㎡の大きさで定めるという基準があるが、66,000㎡と231,000㎡を比べると3.5倍の大きさの違いがある。狭い面積と広い面積

を比べた場合、どちらかに何か大きな問題はあるか。案として示されたオレンジ色で分けた9分割の面積でいくと、一番狭い面積だと78,000㎡で一番広い面積だと261,000㎡になるが、なるべくこのぐらいの面積がいいというのはあるのか。

【事務局】

町の規模としては66,000㎡から231,000㎡の大きさで定めるという基準があるが、面積が大きいくらい、目安の数より街区数が増え過ぎてしまう恐れがある。ただし、面積を狭くすればいいというものでもなく、町区域がはっきりわかる形で実施した方がよりいいので、細い道路や皆が知らないような道路で区切るのはなるべく避けた方がいい。

【委員】

消防署の立場からすると、住居表示実施の効果としては、近隣の署から応援をもらう際、小川東町と学園東町の未実施地域の住所がわかりづらいのでそこが早く解消されることである。市民の方に納得していただける形で実施できればいいと思う。

【委員】

わかりやすい形で実施できればと思うが、配達する関係上、似たような住所が多数発生しないことや、わかりやすい道路等で区域が分けられていた方が配達しやすい。

【委員】

法務局としては、町名部分の変更という作業をすることになるが、実際そこに住んでいる方や郵便、消防等が機能しやすいような町割りができれば意義のある住居表示になると思う。

【委員】

オレンジ色の線で9つに分けた案が面積的にもわかりやすいと思う。

【委員】

今回の諮問内容は実施区域の範囲及び実施年度についてであり、町区域については、次の諮問で審議をして決めなければならない内容である。その際は、住んでいる人の愛着心とか、歴史、伝統、文化等を尊重して決めなければならない。まず、実施区域の範囲についてだが、6月24日に当審議会が答申した地域すべてが今回の諮問には示されており、市長と当審議会の考える実施区域の範囲が一致していることから、整備対象区域すべてでいいと思う。次に、実施年度についてだが、何としても平成28年度に実施をするスケジュールで進めなければならないと思うが、今までの経験上や事務上、技術的にも、この地域を実施するには2カ年は必要である。したがって、平成28年度、平成29年度に分けて実施するのがいいと思う。④地区と⑤地区をどこで分けるかだが、幹線道路である青梅街道で分けるのが、適当ではないかと思う。次に、平成28年度と平成29年度にどちらの地区を実施するかだが、平成25年10月1日に天神町全域の住居表示を

実施したが、回田道以西の天神町二丁目については、隣接する仲町と一体的に住居表示を実施するのが望ましいとして見送った経緯があり、早急に実施をしなければならない。よって、平成28年度は青梅街道より北側の地域である④地区を実施し、平成29年度に青梅街道より南側の地域である⑤地区を実施するのがいいのではないかと。町区域をどうするかなど多くの課題もあるが、それについては次の市長からの諮問で、実施区域から選出される委員や住民の意向を踏まえ決めていくべきである。

【事務局】

今回の整備対象区域について、面積、世帯数などから、1年で実施というのは電算及び事務処理上、難しいので、できれば2カ年で実施としていただけるとありがたい。

【委員】

前回配付された、住居表示実施に向けてのスケジュール（案）の中で、審議会委員の中に、住居表示実施地区を代表する者を加えるとあるが、今後、どのように関わってくるのか。

【事務局】

今回の諮問に対しての答申を市長に提出した後、実施地区を代表する委員を定数から6名まで選出し、次の町区域や町名などについての諮問と一緒に審議してもらう。前回配付したスケジュールからいくと、12月に、今回の諮問に対しての答申を市長に提出し、その後、来年1月に市長から町区域や町名などについての新たな諮問が提出されるので、そこで、実施地区を代表する委員を加えて、審議をしていく流れである。

【委員】

次の諮問のときには、現在の委員の中に、新たな委員が加わり、町名等の具体的な内容を審議していくことになるのか。

【事務局】

そういうことになる。

【委員】

今回の諮問内容は実施区域の範囲と実施年度だが、まず、実施区域の範囲については、これまでの審議の中で、特にどこかの地域を除かなければならないような課題もないので、整備対象区域として選定した地域すべてを実施区域の範囲としていいのではないかと。次に、実施年度については、これまでの審議の過程から、④地区と⑤地区に分けて、平成28年度と平成29年度の2カ年での実施とするのがいいのではないかと。今後の話になるが、答申を市長に提出した後、1月から実施地区を代表する委員を加えて、町区域や町名などの内容を審議していくことになると思うが、今回、整備対象区域に選定された地域の方に、今年6月の答申と過去に審議会で配付された資料

を見せたところ、いくつかのご意見をいただいた。1点目は、学園東町に住んでいる方から、町名を変えてほしくないという意見があった。例えば、仮に、青梅街道の南側を学園東町四、五、六丁目とすることは手続き上可能であるのか。2点目は、住居表示実施地区を代表する者を選出する際、どのような形で選出するのかを明確にしてほしい。3点目は、自治会への説明会とあるが、例えば学園東町の中で、すでに実施されている地域の方と未実施地域の方が一緒になっている自治会があると受け止め方に温度差があるのではないか。その辺を考慮して説明会をしてもらいたい。以上3点ほどのご意見をいただいた。

【事務局】

1点目の、仮に、青梅街道の南側を学園東町四、五、六丁目とすることは手続き上可能であるかとの質問だが、住居表示実施に関しては特に問題はない。ただ、地番に関してだが、例えば学園東町と仲町の同地番が同じ町として一緒になったときは、同地番が2つ存在してしまうため、どちらかの地番を変える手続きが発生する。2点目の、住居表示実施地区を代表する者の選出方法だが、前回実施したときと同様、市長からの推薦者を委員として選出する方法を考えている。3点目の、自治会への説明会だが、前回実施したときと同様、最初に自治会長への説明会を開催し、その後、個々の住民への説明会を開催することを考えている。

【委員】

小平市の自治会加入率は40%弱であり、自治会単位で説明会をしていくのは、多少なりとも意見の偏りがあると思われるため、あまり好ましくないと思う。

【委員】

2カ年で実施するのがいいと思う。前回実施したときに、天神町二丁目の一部を実施しなかった経緯があるので、そこを優先的に実施した方がいい。

【会長】

前回の大沼町、花小金井、天神町地域を実施したときの、実施年度についての答申は、実施年度を平成24年度と平成25年度の2カ年としていたと思うが間違いはないか。

【事務局】

実施年度を平成24年度と平成25年度の2カ年としている。

【会長】

ここで、審議した内容についてのまとめをしたいと思う。まず、(1)住居表示の実施区域の範囲については、西武多摩湖線以東の小川町二丁目の全域・小川東町の全域・学園東町の全域・仲町の全域・回田道以西の天神町二丁目の全域とする。次に、(2)実施する区域の実施年度について

ては、平成28年度、平成29年度の2ヵ年での実施とする。以上が、各委員の意見を聴いたうえででのまとめになるかと思う。

【事務局】

平成28年度、平成29年度の2ヵ年での実施とのまとめだが、各年度どの地域を実施するかまでまとめていただきたい。

【会長】

それでは、平成28年度、平成29年度にそれぞれどの地域を実施するか、各委員のご意見をいただきたい。

【委員】

やはり、残っている天神町二丁目の一部を今回優先的に実施した方がいいと思うので、仲町や小川町二丁目の実施年度が別々になってしまうことは大変心苦しいが、幹線道路である青梅街道で2つに分けて、青梅街道より北側の④地区を平成28年度に、青梅街道より南側の⑤地区を平成29年度に実施するのがいいと思う。

【会長】

実施年度については、平成28年度に④地区を、平成29年度に⑤地区を実施するというまとめになるかがいかか。ご異議なければ、そのように進めていきたい。(異議なしの声あり)

【事務局】

次回の審議会では、今回審議した内容を答申としてまとめてほしい。

【会長】

答申文については、副会長、山田委員、私と事務局とで協力して、答申文の案を作成し、次の審議会へ提出したいと思う。それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

2 その他

次回の審議会は、平成26年10月20日(月)とする。